

所得税・譲渡所得税に関する 税理士賠償事故の留意点等に ついて

税理士 平川茂

令和7年度所得税の改正内容

(令和7年分申告から適用されるもの)

I 基礎控除・給与所得控除の見直し、特定親族特別控除の創設

令和7年改正大綱

(1) 基礎控除

① 基礎控除について、合計所得金額が2,350万円以下である個人の控除額を10万円引き上げる。

② 上記①の見直しの結果、基礎控除の額は次のとおりとなる。

イ 合計所得金額が2,350万円以下である個人 58万円

ロ 合計所得金額が2,350万円を超え2,400万円以下である個人 48万円

ハ 合計所得金額が2,400万円を超え2,450万円以下である個人 32万円

ニ 合計所得金額が2,450万円を超え2,500万円以下である個人 16万円

③ 上記①の見直しに伴い、公的年金等に係る源泉徴収税額の見直し等の所要の措置を講ずる。

(注1) 上記の改正は、令和7年分以後の所得税について適用する。なお、給与等及び公的年金等の源泉徴収については、令和8年1月1日以後に支払うべき給与等又は公的年金等について適用する。

(注2) 上記の改正に伴い生ずる公的年金等につき源泉徴収された所得税の額に係る超過額について、当該公的年金等（確定給付企業年金法の規定に基づいて支給を受ける年金等を除く。）の支払者から還付等をするための措置を講ずる。

(2) 給与所得控除

① 給与所得控除について、55万円の最低保障額を65万円に引き上げる。

② 上記①の見直しに伴い、給与所得の源泉徴収税額表（月額表、日額表）、賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表、年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表等について所要の措置を講ずる。

(注) 上記の改正は、令和7年分以後の所得税について適用する。なお、上記②の給与所得の源泉徴収税額表（月額表、日額表）及び賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表の改正については、令和8年1月1日以後に支払うべき給与等について適用する。

(3) 特定親族特別控除（仮称）

- ① 居住者が生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族等（その居住者の配偶者及び青色事業専従者等を除くものとし、合計所得金額が123万円以下であるものに限る。）で控除対象扶養親族に該当しないものを有する場合には、その居住者のその年分の総所得金額等から次のとおりの控除額を控除する。

親族等の合計所得金額	控除額
58万円超85万円以下	63万円
85万円超90万円以下	61万円
90万円超95万円以下	51万円
95万円超100万円以下	41万円
100万円超105万円以下	31万円
105万円超110万円以下	21万円
110万円超115万円以下	11万円
115万円超120万円以下	6万円
120万円超123万円以下	3万円

- ② 上記①の控除については、控除額が一定額以上の場合は、給与等及び公的年金等の源泉徴収の際に適用できることとする。
 ③ その他所要の措置を講ずる。

(注) 上記①の改正は令和7年分以後の所得税について、上記②の改正は令和8年1月1日以後に支払うべき給与等又は公的年金等について、それぞれ適用する。なお、給与所得者については令和7年分の年末調整において適用できることとするほか、所要の経過措置を講ずる。

(4) 上記(1)から(3)までの見直しに伴う所要の措置

- ① 同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額要件を58万円以下（現行：48万円以下）に引き上げる。
- ② ひとり親の生計を一にする子の総所得金額等の合計額の要件を58万円以下（現行：48万円以下）に引き上げる。
- ③ 勤労学生の合計所得金額要件を85万円以下（現行：75万円以下）に引き上げる。
- ④ 家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例について、必要経費に算入する金額の最低保障額を65万円（現行：55万円）に引き上げる。
- ⑤ その他所要の措置を講ずる。

(注) 上記の改正は、令和7年分以後の所得税について適用する。

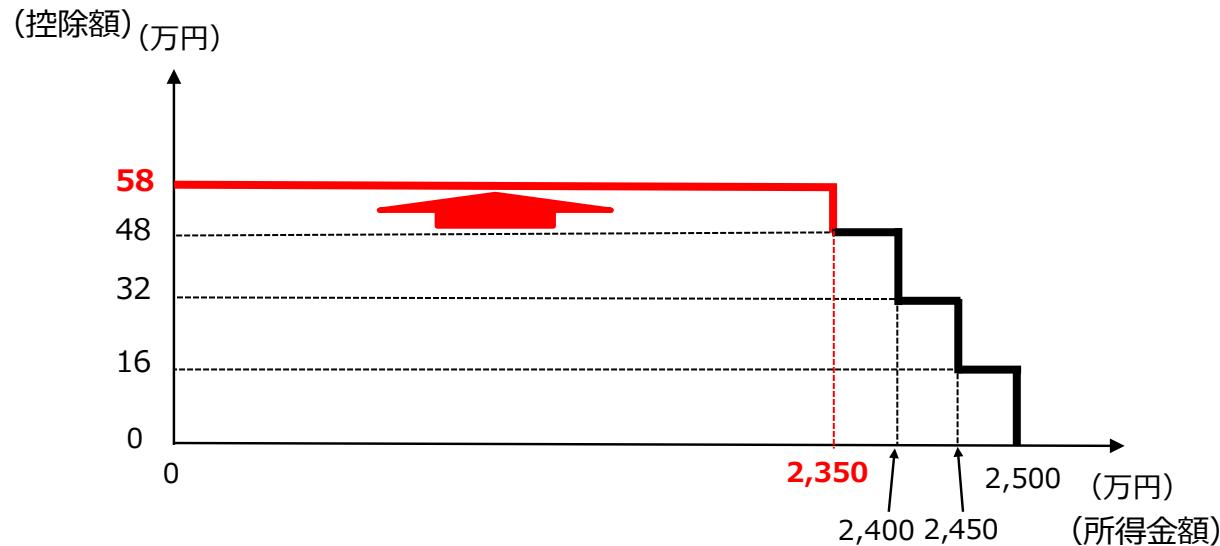
所得税の基礎控除の引上げ（令和7年改正）

所得税については、基礎控除の額が定額であることにより、物価が上昇すると実質的な税負担が増えるという課題がある。

わが国経済は長きにわたり、デフレの状態が続いてきたため、こうした問題が顕在化することはなかったが、足元では物価が上昇傾向にある。一般に指標とされる**消費者物価指数（総合）**は、最後に基礎控除の引上げが行われた**平成7年から令和5年にかけて10%程度上昇し、令和6年も10月までに3%程度上昇**しており、**今後も一定の上昇**が見込まれる。また、生活必需品を多く含む**基礎的支出項目**の消費者物価は**平成7年から令和5年にかけて20%程度上昇**している。こうした物価動向を踏まえ、**所得税の基礎控除の額を現行の最高48万円から最高58万円に10万円、20%程度引き上げる**。

源泉徴収義務者の負担にも配慮しつつ、令和7年12月の年末調整から適用する。

引上げのイメージ

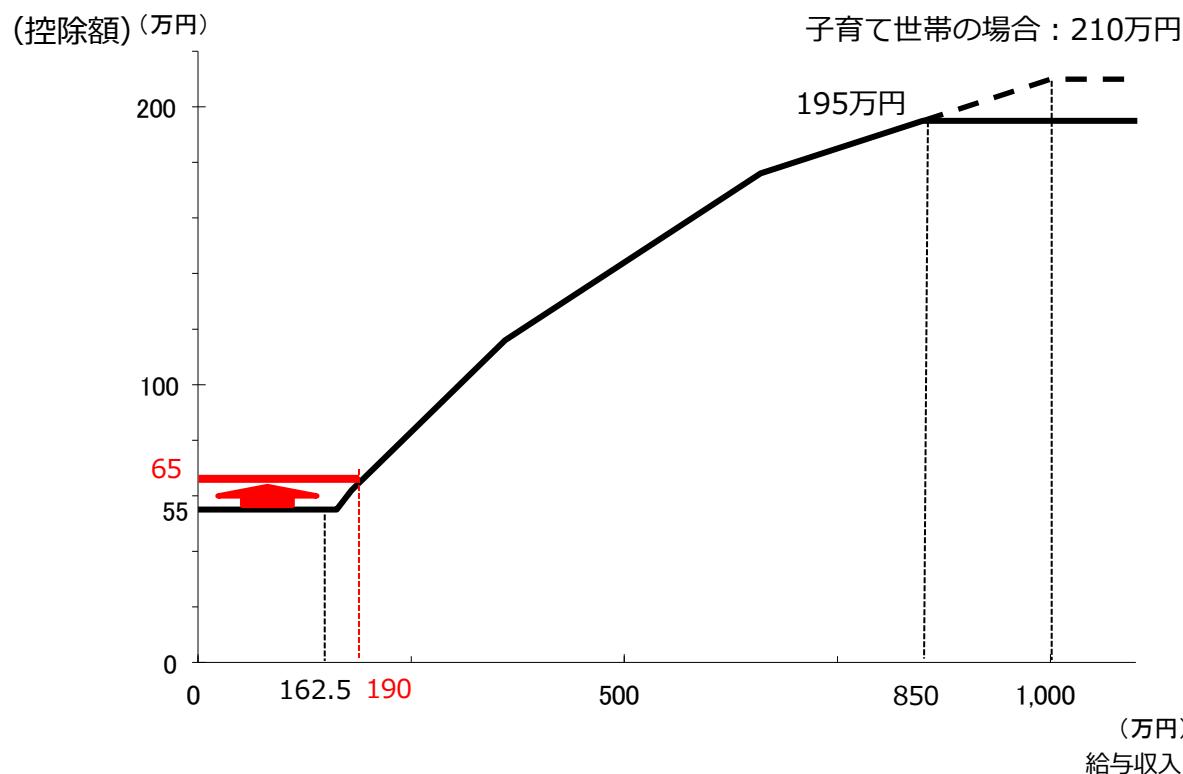


給与所得控除の最低保障額の引上げ（令和7年改正）

給与所得控除については、給与収入に対する割合に基づき計算される控除であり、物価の上昇とともに賃金が上昇すれば、控除額も増加する。しかしながら、**最低保障額が適用される収入**である場合、収入が増えて控除額は増加しない構造であるため、**物価上昇への対応**とともに、**就業調整にも対応する**との観点から、**最低保障額を現行の55万円から65万円に10万円引き上げる。**

源泉徴収義務者の負担にも配慮しつつ、令和7年12月の年末調整から適用する。

引上げのイメージ



給与所得控除額（速算表）

給与収入額	給与所得控除額	
	改正前	改正後
162.5万円以下	55万円	65万円
162.5万円超～180万円以下	給与収入額×40%－10万円	65万円
180万円超～ 190万円以下	給与収入額×30%+8万円	65万円
190万円超 ～360万円以下	給与収入額×30%+8万円	
360万円超～660万円以下	給与収入額×20%+44万円	
660万円超～850万円以下	給与収入額×10%+110万円	
850万円超	195万円（上限）	

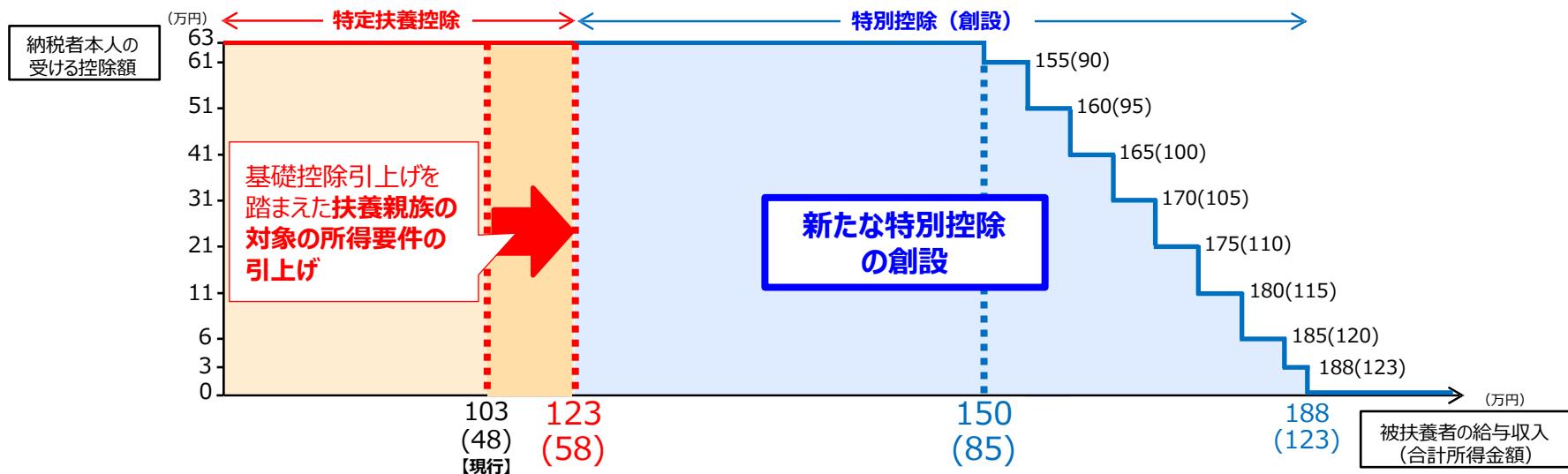
特定扶養控除の見直し・特別控除の創設等（令和7年改正）

現下の厳しい人手不足の状況において、特に大学生のアルバイトの就業調整について、税制が一因となっているとの指摘がある。このため、**19歳以上23歳未満の大学生年代の子等の合計所得金額が85万円（給与収入150万円に相当）**までは、親等が**特定扶養控除と同額（63万円）**の**所得控除**を受けられ、また、大学生年代の子等の**合計所得金額が85万円を超えた場合でも親等が受けられる控除の額が段階的に遞減する仕組み**を導入する。

扶養親族及び同一生計配偶者の合計所得金額に係る要件について、現行の基礎控除と同額の48万円（給与収入103万円に相当）を、**基礎控除の引上げを踏まえ、58万円（給与収入150万円に相当）**とする。

源泉徴収義務者の負担にも配慮しつつ、令和7年12月の年末調整から適用する。

新たな控除のイメージ



(注) 上記の給与収入及び合計所得所得の金額は、令和7年度改正案による給与所得控除の最低保障額の引上げ（+10万円）適用後の金額である（【現行】の部分を除く。）。

基礎控除の特例の創設について

令和7年2月28日 自由民主党 公明党

令和7年度税制改正法（政府案）について、政党間協議や国会質疑を踏まえ、下記のとおり修正を行う。なお、政党間協議については、引き続き、昨年12月11日の3党幹事長間の合意も踏まえ、誠実に対応していく。

基礎控除の特例

低所得者層の税負担に対して配慮する観点や、物価上昇に賃金上昇が追いついていない状況を踏まえ、中所得者層を含めて税負担を軽減する観点から、所得税の基礎控除の特例を創設し、政府案と合わせて控除の金額を以下のとおり引き上げる。

- ① 給与収入200万円相当以下 : +47万円 (政府案に37万円上乗せ)
- ② 給与収入200万円相当～475万円相当以下 : +40万円 (同30万円上乗せ)
- ③ 給与収入475万円相当～665万円相当以下 : +20万円 (同10万円上乗せ)
- ④ 給与収入665万円相当～850万円相当以下 : +15万円 (同5万円上乗せ)

(注1) ①の上乗せは恒久的な措置。②～④の上乗せは令和7年分及び令和8年分の措置。

(注2) 給与所得者については、年末調整において適用する。その他所要の措置を講じる。

(注3) 課税最低限は160万円（一般的な社会保険料支払いがある場合、188万円）となる。

(注4) 今回の修正後も、令和5年度税制改正大綱に明記したとおり、東日本大震災からの復旧・復興に要する財源については、引き続き責任を持って確保する。

基礎控除の上乗せ特例

1.2兆円の所得減税
(政府案含む)

1. 低所得者層の税負担への配慮 (恒久的措置)

生活保護基準や最低賃金の水準等を勘案し、**課税最低限を160万円に引上げ**

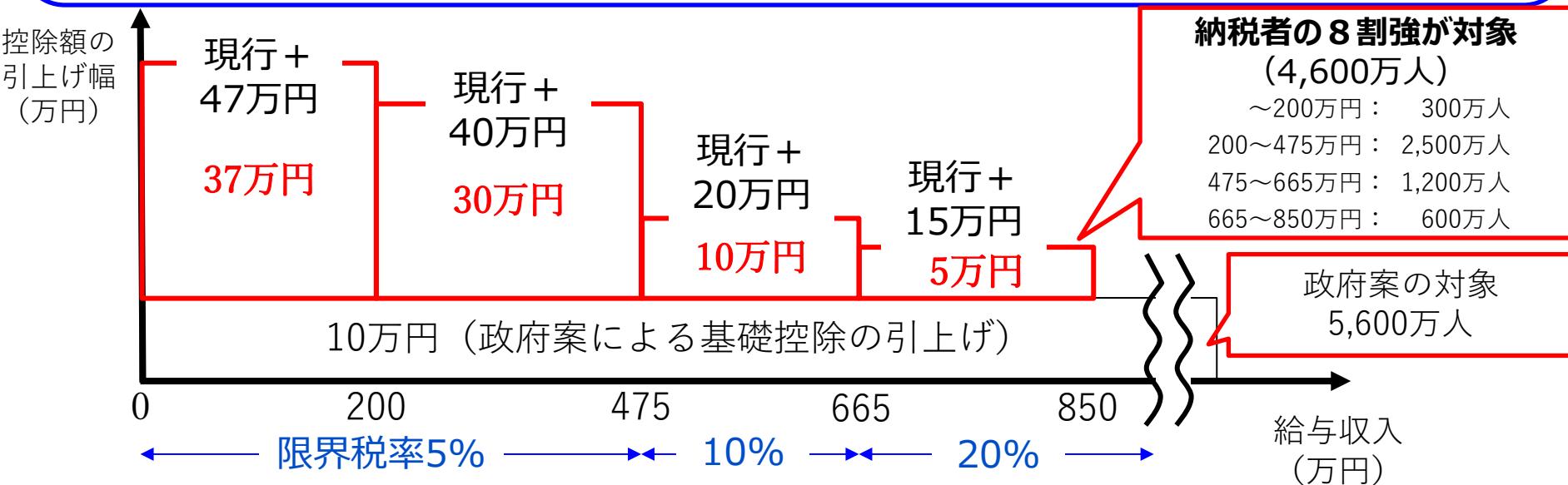
- 給与収入200万円相当以下 47万円 (政府案 + 37万円上乗せ)

2. 中所得者層を含めた税負担軽減 (令和7年・8年)

物価上昇に賃金上昇が追いついていない状況を踏まえ、**高所得者優遇とならないよう工夫**

(減税額を平準化) しつつ、**納稅者の8割強を対象**に税負担軽減

- 給与収入200万円相当超～475万円以下 40万円 (政府案 + 30万円上乗せ)
- 給与収入475万円相当超～665万円以下 20万円 (政府案 + 10万円上乗せ)
- 給与収入665万円相当超～850万円以下 15万円 (政府案 + 5万円上乗せ)



※限界税率は単身の給与所得者の場合

※政府案の対象人数には、給与所得控除の最低保障額引上げのみの対象者含む

世帯類型ごとの減税額（所得税）

世帯構成	年収	控除額 (政府案+上乗せ)	減税額
単身世帯	200万円	47万円	2.4万円
	400万円	40万円	2万円
	800万円	15万円	3万円
夫婦共働き世帯	1,500万円	10万円 ※上乗せ無し	3.3万円
	それぞれ200万円 計400万円	それぞれ47万円	それぞれ2.4万円 計4.7万円
	それぞれ400万円 計800万円	それぞれ40万円	それぞれ2万円 計4万円
	600万円、200万円 計800万円	20万円、47万円	2万円、2.4万円 計4.4万円
	それぞれ1,000万円 計2,000万円	それぞれ10万円 ※上乗せなし	それぞれ2万円 計4万円

収入階層ごとの単身給与所得者一人当たり減税額（所得税）

給与収入	減税額		
	政府案	上乗せ 収入～200万円：37万円控除 ～475万円：30万円控除 ～665万円：10万円控除 ～850万円： 5万円控除	合計
200万円	0.5万円	1.9万円	2.4万円
300万円	0.5万円	1.5万円	2.0万円
400万円	0.5万円	1.5万円	2.0万円
500万円	1.0万円	1.0万円	2.0万円
600万円	1.0万円	1.0万円	2.0万円
800万円	2.0万円	1.0万円	3.0万円
850～2,545万円	2.0～4.0万円	0.0万円	2.0～4.0万円
2,545万円超	0.0万円	0.0万円	0.0万円

(注1) 税額は、所得税のみを含んでいる。

(注2) 単身の給与所得者を想定。税額の計算に当たり、所得控除については、一定の社会保険料控除及び基礎控除のみを勘案している。

法案修正で基礎控除の特例創設 年調対応煩雑に

令和7年度税制改正法案が3月4日、「基礎控除の特例」の創設を盛り込んだ与党の修正案を反映し衆議院で可決された。税制改正法案が国会審議により修正されるのは異例で、予算案も一部修正のうえ可決。政府が国会に提出した当初予算案が国会審議で修正されるのは、29年ぶりという。

税制改正法案の修正によって「基礎控除の特例」が創設され、令和7年分と令和8年分の2年間に限り、合計所得金額655万円以下の者の基礎控除の額は年収別に4段階に加算される。会社の年末調整事務等の対応が煩雑となりそうだ。

政府が当初国会に提出した令和7年度税制改正法案は、所得税の基礎控除の額を48万円から58万円に10万円引き上げる（合計所得金額2,350万円以下の者）ものだった。与党が2月28日に国会へ提出した修正案により、さらに年収に応じて基礎控除の額を加算する「令和7年分以後の各年分の基礎控除等の特例」（「基礎控除の特例」）が創設される（措法（修正案）41の16の2（新設））。

「基礎控除の特例」は令和7年12月1日に施行され、令和7年分の所得税に適用となる（改正法（修正案）附則1一口）。会社員は令和7年12月の年末調整で適用される。

具体的には、令和7年分の給与等でその最後の支払いが12月1日以後であるものについて、年末調整で「基礎控除の特例」を適用する（改正法（修正案）附則37の2①）。令和7年分の給与等の最後の支払いが12月1日前となり年末調整を行う場合は、従前の例によるとされている。

個人事業者等は、令和7年分の確定申告で「基礎控除の特例」を適用するが、12月1日前に令和7年分の所得税の準確定申告等を行う場合は、同日より5年以内に更正の請求を行うことで「基礎控除の特例」を適用することができる（改正法（修正案）附則37の2③）。

（税務通信 2025. 3. 10）

II 住宅ローン控除等の子育て支援税制

令和7年改正大綱

(1) 住宅ローン特別控除（子育て支援措置の延長）

- ① 特例対象個人が、認定住宅等の新築若しくは認定住宅等で建築後使用されたことのないものの取得又は買取再販認定住宅等の取得（以下「認定住宅等の新築等」という。）をして令和7年1月1日から同年12月31日までの間に居住の用に供した場合の住宅借入金等の年末残高の限度額（借入限度額）を次のとおりとして本特例の適用ができることとする。

住宅の区分	借入限度額
認定住宅	5,000万円
Z E H水準省エネ住宅	4,500万円
省エネ基準適合住宅	4,000万円

- ② 認定住宅等の新築又は認定住宅等で建築後使用されたことのないものの取得に係る床面積要件の緩和措置について、令和7年12月31日以前に建築確認を受けた家屋について適用できることとする。

（注1）「特例対象個人」とは、個人で、年齢40歳未満であって配偶者を有する者、年齢40歳以上であって年齢40歳未満の配偶者を有する者又は年齢19歳未満の扶養親族を有する者をいう。以下同じ。

（注2）「認定住宅等」とは、認定住宅、Z E H水準省エネ住宅及び省エネ基準適合住宅をいい、「認定住宅」とは、認定長期優良住宅及び認定低炭素住宅をいう。以下同じ。

（注3）「買取再販認定住宅等」とは、認定住宅等である既存住宅のうち宅地建物取引業者により一定の増改築等が行われたものをいう。

（注4）上記について、その他の要件等は、現行の住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除と同様とする。

住宅ローン減税等に係る所要の措置（令和7年改正）

子育て世帯等の住宅取得環境が厳しさを増していること等を踏まえ、住宅ローン減税について、子育て世帯等の借入限度額の上乗せ及び床面積要件の緩和措置を令和7年も引き続き実施する。

			<入居年>			
			2022 (R4) 年	2023 (R5) 年	2024 (R6) 年	2025 (R7) 年
控除率：0.7%						
借入限度額	新築住宅・買取再販	長期優良住宅・低炭素住宅	5,000万円	4,500万円 子育て世帯等※5,000万円	4,500万円 子育て世帯等※5,000万円	4,500万円 子育て世帯等※5,000万円
		ZEH水準省エネ住宅	4,500万円	3,500万円 子育て世帯等※4,500万円	3,500万円 子育て世帯等※4,500万円	3,500万円 子育て世帯等※4,500万円
		省エネ基準適合住宅	4,000万円	3,000万円 子育て世帯等※4,000万円	3,000万円 子育て世帯等※4,000万円	3,000万円 子育て世帯等※4,000万円
		その他の住宅	3,000万円	0円 (2023年までに新築の建築確認：2,000万円)		
	既存住宅	長期優良住宅・低炭素住宅 ZEH水準省エネ住宅 省エネ基準適合住宅		3,000万円		
		その他の住宅		2,000万円		
控除期間	新築住宅・買取再販	13年（「その他の住宅」は、2024年以降の入居の場合、10年）				
	既存住宅	10年				
所得要件		2,000万円				
床面積要件		50m ² (新築の場合、2024(R6)年までに建築確認：40m ² （所得要件：1,000万円）)				
		50m ² (新築の場合、40m ² （所得要件：1,000万円）)				

※「19歳未満の子を有する世帯」又は「夫婦のいずれかが40歳未満の世帯」

○子育て対応リフォームに係る所得税の特例措置についても、令和7年も引き続き実施する。

(2) 特定の改修工事の特別控除（子育て支援措置の延長と見直し）

既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除について、特例対象個人が、その者の所有する居住用の家屋について一定の子育て対応改修工事をして、当該居住用の家屋を令和7年1月1日から同年12月31日までの間に居住の用に供した場合を適用対象に追加し、その子育て対応改修工事に係る標準的な工事費用相当額（250万円を限度）の10%に相当する金額をその年分の所得税の額から控除できることとする。

（注）上記について、一定の場合には連年適用ができないことその他の要件等は、現行の既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除と同様とする。

(参考資料、令和6年改正)

既存住宅のリフォームに係る特例措置の拡充・延長(所得税)

既存住宅の耐震・バリアフリー・省エネ・三世代同居・長期優良住宅化リフォームに係る特例措置を2年間延長するとともに、こども・子育て政策の抜本的強化に向けて、「こどもまんなかまちづくり」を推進するため、子育てに対応した住宅へのリフォームに係る所得税の特例措置を新たに講じる。

施策の背景

- 2022年の出生数は約77万人と過去最低で、**少子化は危機的状況**。
- 子育てに対する不安や負担が大きいことが少子化の要因の一つであることを踏まえ、**住宅のハート面の性能向上により子育ての負担の軽減**を図る必要がある。
- ⇒ **子育てに対応した住宅へのリフォーム**を支援し、**子育て世帯の居住環境を改善**。

経済財政運営と改革の基本方針2023(令和5年6月16日閣議決定)

- こども・子育て政策は**最も有効な未来への投資**であり、「**こども未来戦略方針**」に沿って、**政府を挙げて取組を抜本強化し、少子化傾向を反転させる**。
 - 子育てしやすい地方への移住や子育てを**住まい**と周辺環境の観点から応援する「**こどもまんなかまちづくり**」を推進する
- こども未来戦略方針 令和5年6月13日閣議決定)**
- …**子育てにやさしい住まいの拡充**を目指し**住宅支援を強化**する。具体的には、…**既存の民間住宅ストックの活用**を進める。

要望の結果

- ① 現行の措置を2年間 令和6年1月1日～令和7年12月31日)延長する。
- ② **子育て世帯等※1が子育てに対応した住宅へのリフォーム※2を行う場合**に、標準的な工事費用相当額の10%等※3を所得税から控除する。 適用期限：令和6年12月31日)

与党大綱

R7年の措置について、R7年度税制改正にて同様の方向性で検討

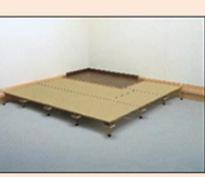
対象工事	対象工事限度額	最大控除額(対象工事)
耐震	250万円	25万円
バリアフリー	200万円	20万円
省エネ	250万円(350万円)※4	25万円(35万円)※4
三世代同居	250万円	25万円
長期優良住宅化	耐震 + 省エネ + 耐久性 500万円(600万円)※4	50万円(60万円)※4
	耐震or省エネ + 耐久性 250万円(350万円)※4	25万円(35万円)※4
子育て【拡充】	250万円	25万円

※1 「19歳未満の子を有する世帯」又は「夫婦のいずれかが40歳未満の世帯」

※2 ①住宅内における子どもの事故を防止するための工事、②対面式キッチンへの交換工事、③開口部の防犯性を高める工事、④収納設備を増設する工事、⑤開口部・界壁・床の防音性を高める工事、⑥間取り変更工事(一定のものに限る。)

※3 対象工事の限度額超過分及びその他増改築等工事についても一定の範囲まで5%の税額控除

子育てに対応した住宅への主なリフォームイメージ



対面式キッチンへの交換

防音性の高い床への交換

※4 カッコ内の金額は、太陽光発電設備を設置する場合

所得税の税賠事例の概要

上場株式等の配当所得の確定申告不要制度と総合課税の選択誤りにより、過大納付所得税額が発生した事例

(事故の概要)

税理士は、依頼者から上場株式等の配当所得の確定申告における令和4年度税制改正の影響について説明を依頼され確認したところ、大口株主等と同様に確定申告不要制度を選択できず、総合課税の対象となる場合があることが判明した。

依頼者にその影響を説明するため、令和4年分の所得税確定申告書について確定申告不要制度を選択したものと、参考用に総合課税を選択したものとの2種類を作成し、令和5年分の総合課税による影響額について説明した結果、確定申告不要制度を選択することになった。

しかし、令和4年分の所得税確定申告書を提出する際、確定申告不要制度を選択した申告書を提出すべきところ、誤って参考用に作成した総合課税を選択した申告書を提出してしまった。

税理士が、令和5年分の確定申告の準備にあたり、令和4年分の所得税確定申告書を確認した際に過誤が発覚し、これにより発生した過大納付所得税額について、税理士は依頼者から損害賠償請求を受けた。

税賠保険における判断

- 税理士が参考用に作成した総合課税を選択した所得税確定申告書を誤って提出したことにより確定申告不要制度の選択が不可能となったことから、税理士に責任ありと判断された。

支払保険金

- 過大納付所得税額約1,000万円を認容損害額とし、免責30万円を控除した約970万円が保険金として支払われた。

(参考資料) 大口株主等の判定の見直し（令和4年改正）

令和4年改正大綱

上場株式等に係る配当所得等の課税の特例について、次の措置を講ずる。

内国法人から支払を受ける上場株式等の配当等で、その支払を受ける居住者等（以下「対象者」という。）及びその対象者を判定の基礎となる株主として選定した場合に同族会社に該当する法人が保有する株式等の発行済株式等の総数等に占める割合（以下「株式等保有割合」という。）が、100分の3以上となるときにおけるその対象者が支払を受けるものを、総合課税の対象とする。

（注）上記の改正は、令和5年10月1日以後に支払を受けるべき上場株式等の配当等について適用する。

② 上場株式等の配当等の支払をする内国法人は、その配当等の支払に係る基準日においてその株式等保有割合が 100 分の1以上となる対象者の氏名、個人番号及び株式等保有割合その他の事項を記載した報告書を、その支払の確定した日から1月以内に、当該内国法人の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長に提出しなければならないこととする。

（注）上記の改正は、令和5年10月1日以後に支払うべき上場株式等の配当等について適用する。

上場株式の配当所得に係る課税方式の選択誤りにより、過大納付所得税額が発生した事例

(事故の概要)

依頼者は、平成27年から令和2年まで上場株式であるA社の発行済み株式の3%以上の株式を所有していた。税理士は平成23年から依頼者の所得税確定申告を行っており、A社からの配当所得を総合課税で申告していた。

令和3年、依頼者がA社株式の一部を譲渡したことにより、依頼者の所有するA社株式の発行済み株式の所有割合は3%未満となった。また、令和3年はA社からの配当所得は生じなかった。

令和4年、依頼者にA社からの配当所得が生じ、A社の発行済み株式の所有割合が3%未満となったことに伴い選択可能となった申告不要制度を選択した方が有利であったが、税理士はこの時点で有利不利の判定を行わず、不利な総合課税で申告した。

令和5年、依頼者にA社からの配当所得が生じ、税理士は、令和5年分の確定申告作業中に有利不利の判定を行ったところ、令和4年分の所得税の確定申告において、申告不要制度を選択した方が有利であった事に自ら気付いた。

これにより発生した過大納付所得税額について、税理士は依頼者から損害賠償請求を受けた。

税賠保険における判断

●令和4年分の申告時点で有利不利の判定を行っていれば申告不要制度を選択できていたことから、不利な総合課税で申告をしたことについては、税理士に責任ありと判断された。

支払保険金

●令和4年分の過大納付所得税額約150万円を認容損害額とし、免責30万円を控除した約120万円が保険金として支払われた。

上場株式の配当所得に係る課税方式の選択誤りにより過大納付所得税額が発生した事例

(事故の概要)

依頼者は平成29年に実父の相続により上場株式を取得し、平成30年から毎年、上場株式の配当所得が発生していた。税理士は平成30年から依頼者の確定申告を行っていたが、依頼者の所得税の実効税率から、上場株式の配当所得については常に申告不要制度が有利であったが、税理士は有利判定を行わず、不利な総合課税で申告していた。

税理士は、令和3年分の確定申告作業中に、はじめて有利判定を行い、当初から申告不要制度を選択した方が有利であった事に自ら気付いたが、平成30年から令和2年分の所得税確定申告において、上場株式の配当所得につき、申告不要制度を選択した方が有利であったにもかかわらず、不利な総合課税で申告してしまっていた。これにより発生した過大納付所得税額について、税理士は依頼者から損害賠償請求を受けた。

税賠保険における判断

●平成30年の申告時点で有利判定を行っていれば、申告不要制度を選択できていたことから、不利な総合課税で申告していたことは税理士に責任ありと判断された。

支払保険金

●平成30年から令和2年分の過大納付所得税額約800万円を認容損害額とし、免責30万円を控除した約770万円が保険金として支払われた。

配当所得の源泉徴収

- (1) 上場株式等の配当等の場合(大口株主等が支払いを受ける上場株式等の配当等を除く)
→税率15.315%(地方税入れて20.315%)により所得税および復興特別所得税が源泉徴収される。
- (2) 上場株式等以外の配当等の場合(大口株主等が支払いを受ける上場株式等の配当等を含む)
→税率20.42パーセント(地方税なし)により所得税および復興特別所得税が源泉徴収される。

税額の計算方法

配当所得は、原則として総合課税の対象とされるが、上場株式等の配当等(大口株主等が支払いを受ける上場株式等の配当等を除く)については、総合課税によらず、申告分離課税、申告不要制度を選択することができる
(申告分離課税の選択は、確定申告する上場株式等の配当所得の全額についてしなければならない)。
なお、大口株主等が支払いを受ける上場株式等の配当等及び上場株式等以外の配当等については、総合課税の対象となるため、申告分離課税や申告不要制度を選択することはできない。

<確定申告不要制度>

確定申告不要制度の対象となる配当等は、主に次のとおりだが、この制度を適用するかどうかは、1回に支払を受けるべき配当等の額ごと(源泉徴収選択口座内の配当等については、口座ごと)に選択することができる。

- ① 少額配当である場合→1回の配当額が「 $10\text{万円} \times \text{配当計算期間の月数} \div 12$ 」以下である場合
- ② 上場株式の配当及び投資法人からの金銭の分配の場合

総合課税と申告不要制度の有利不利判定が必要

以前は、課税所得金額が900万円以下の場合は、所得税は総合課税、住民税は申告不要を選択すると有利になり、課税所得金額が900万円超の場合は、所得税と住民税のいずれも申告不要を選択すると有利になる。とされていたが、令和4年改正により、所得税と住民税で異なる課税方式を選択することが出来なくなったため、課税所得金額が695万円以下の場合は、総合課税が有利となり、課税所得金額が695万円超の場合は、申告不要が有利となる。ただし、実際の税額を計算して、有利不利の判定をすることが必要となる。

上場株式等の譲渡損失につき住民税の繰越控除の適用を失念したことにより、過大納付住民税額が発生した事例

(事故の概要)

税理士が依頼者の所得税の確定申告に際して、上場株式等に係る譲渡損失について繰越控除の適用を受ける申告をしていたものの、県民税及び市民税(以下「住民税」という。)については申告不要として繰越控除の適用を失念していた。

繰越控除の失念により、令和3年度から令和5年度における住民税について過大納付住民税額が発生し、これにより発生した過大納付住民税額について、税理士は依頼者から損害賠償請求を受けた。

税賠保険における判断

● 繰越控除の適用失念については、税理士が本来行うべき申告手続きの判断の誤りにより発生した事故であり、税理士に責任ありと判断された。

支払保険金

● 令和3年度から令和5年度までの過大納付住民税額約170万円に、繰越控除の失念により過大納付となった国民健康保険料約10万円を加算した約180万円を認容損害額とし、免責金額30万円を控除した約150万円が保険金として支払われた。

上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除

上場株式等を金融商品取引業者等を通じて譲渡したこと等により生じた譲渡損失の金額は、確定申告により、その年分の上場株式等の配当等に係る利子所得の金額および配当所得の金額(上場株式等に係る配当所得は、申告分離課税を選択したものに限る)と損益通算することができる。

また、損益通算してもなお控除しきれない損失の金額は、その年分の翌年以後3年間にわたり、確定申告により、上場株式等に係る譲渡所得等の金額および上場株式等に係る配当所得等の金額から繰越控除することができる。

令和6年度より、上場株式等の配当所得等及び譲渡所得等について、所得税と住民税で異なる課税方式を選択することが出来なくなった(令和4年改正)。

特定配当等及び特定株式等譲渡所得の課税方式について、これまで所得税と住民税とで異なる課税方式を選択できたが、令和6年度（令和5年分）からは所得税の課税方式と一致させることになった。

申告年度	所得税の課税方式	住民税の課税方式
令和5年度以前 (令和4年分以前)	以下の3つより選択 ・申告不要 ・申告分離課税 ・総合課税(配当のみ)	以下の3つより選択 (所得税と異なる選択も可) ・申告不要 ・申告分離課税 ・総合課税(配当のみ)
令和6年度以降 (令和5年分以降)	以下の3つより選択 ・申告不要 ・申告分離課税 ・総合課税(配当のみ)	所得税と同じ課税方式で計算

源泉徴収なしの特定口座の申告の失念により、過大納付所得税額等が発生した事例

(事故の概要)

税理士は、依頼者の令和2年分の所得税の申告に際して、依頼者が特定口座の「源泉徴収なし」を有していたが、申告対象とせず、確定申告を行った。

また、依頼者は特定口座の「源泉徴収あり」も有しており、この「源泉徴収あり」の特定口座は上場株式等の譲渡損失があったが、「源泉徴収なし」の口座同様に申告対象とせず、損失繰越のための申告を失念した。

税理士は令和3年11月に申告をしていないことに気がつき、これにより過大納付所得税額が発生し、税理士は依頼者から損害賠償請求を受けた。

税賠保険における判断

●源泉徴収を行っていない特定口座について、上場株式等の譲渡益が発生している場合、申告が必要である。また、源泉徴収を行っている特定口座について、上場株式等の譲渡損失が発生している場合、申告をすれば損失の繰越が最長3年間できる。

今回、税理士が源泉徴収を行っている特定口座の上場株式等の譲渡損失の申告を行っていれば、源泉徴収を行っていない特定口座の上場株式等の譲渡益を譲渡損失と相殺できたため、源泉徴収を行っていない特定口座及び源泉徴収を行っている特定口座それぞれの上場株式等の譲渡損失の申告を失念したことは、税理士に責任ありと判断された。

支払保険金

●令和2年分の過大納付所得税額約43万円から税効果による回復額約1万円を差し引いた約42万円を認容損害額とし、免責30万円を控除した約13万円が保険金として支払われた。

(参考資料)証券投資口座の種類と確定申告

	一般口座	特定口座 (源泉徴収あり)	特定口座 (源泉徴収なし)
損益計算	投資家が計算	販売会社 (年間取引報告書)	販売会社 (年間取引報告書)
確定申告	必要 (投資家が行う)	不要 (販売会社が行う)	必要 (投資家が行う)
こんな人に おすすめ	特定口座で 扱っていない 銘柄を買いたい人	確定申告の手間を 省きたい人	年収2000万円以下 かつ年間利益20万 円未満の人

MINKABUホームページより

社会保険診療報酬の所得計算の特例の適用を失念したことにより、過大納付所得税額が発生した事例

(事故の概要)

税理士は、歯科医師業を営む個人である依頼者の令和3年分、令和4年分の所得税確定申告書を期限内に提出した。

令和5年10月、税理士が別の関与先である医師の確定申告書を見直していた際、依頼者の令和3年分及び令和4年分の確定申告について、社会保険診療報酬の所得計算の特例の適用が可能であったことに気が付き、本件過誤が発覚した。税理士依頼者へ報告したところ、これにより発生した過大納付所得税額について損害賠償請求を受けた。

税賠保険における判断

- 税理士は、依頼者の令和3年分及び4年分の所得税確定申告において、社会保険診療報酬の所得計算の特例の適用要件を満たしているにもかかわらず、明らかに有利な本件特例の適用を怠ったため、税理士に責任ありと判断された。

支払保険金

- 過大納付所得税額約900万円を認容損害額とし、免責30万円を控除した約870万円が保険金として支払われた。

(社会保険料診療報酬の所得計算の特例)

措置法二十六

医業又は歯科医業を営む個人が、各年において社会保険診療につき支払を受けるべき金額を有する場合において、当該支払を受けるべき金額が五千万円以下であり、かつ、当該個人が営む医業又は歯科医業から生ずる事業所得に係る総収入金額に算入すべき金額の合計額が七千万円以下であるときは、その年分の事業所得の金額の計算上、当該社会保険診療に係る費用として必要経費に算入する金額は、当該支払を受けるべき金額を次の表の上欄に掲げる金額に区分してそれぞれの金額に同表の下欄に掲げる率を乗じて計算した金額の合計額とする。

(概算経費)

社会保険診療⇒概算経費として計上できる金額

2500万円以下⇒社会保険診療収入の72%

2500万円超～3000万円以下⇒社会保険診療収入の70%+50万円

3000万円超～4000万円以下⇒社会保険診療収入の62%+290万円

4000万円超～5000万円以下⇒社会保険診療収入の57%+490万円

先物取引に係る繰越損失用の付表の提出を失念したことにより、過大納付所得税額等が発生した事例

(事故の概要)

税理士は依頼者の令和2年分の所得税の確定申告に際して、平成29年、令和元年に発生した先物取引に係る繰越損失用の付表の提出を失念した。

これにより繰越控除が行えなくなり、令和2年分、令和3年分の先物取引の利益との相殺ができず、所得税、復興特別所得税、住民税が過大納付となつた。これにより発生した過大納付所得税額等について、税理士は依頼者から損害賠償請求を受けた。

税賠保険における判断

- 税理士が先物取引に係る損失の繰越控除を理解せず、付表を不要と判断し添付しなかつたことについては、税理士に責任ありと判断された。

支払保険金

- 過大納付所得税額等約140万円を認容損害額とし、免責30万円を控除した約110万円が保険金として支払われた。

先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除の方法

先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除は、次の順序により行う。

- ①先物取引の差金等決済に係る損失の金額が前年以前3年以内の2以上の年分に生じたものである場合には、これらの年のうち最も古い年分に生じた先物取引の差金等決済に係る損失の金額から順次差し引く
- ②雑損失の繰越控除を行う場合には、まず、先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除を行った後、雑損失の繰越控除を行う

申告等の方法

先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除を受けるためには、次の手続が必要となる。

- ①先物取引の差金等決済に係る損失の金額が生じた年分の所得税につき、当該事項を記載した「所得税及び復興特別所得税の申告書付表(先物取引に係る繰越損失用)」および「先物取引に係る雑所得等の金額の計算明細表」を添付した確定申告書を提出すること
- ②その後において連續して上記の申告書付表を添付した確定申告書を提出すること
- ③この繰越控除を受けようとする年分の所得税につき、上記の申告書付表および計算明細書を添付した確定申告書を提出すること

青色事業専従者給与に関する届出書の提出失念により、過大納付所得税額が発生した事例

(事故の概要)

税理士は、平成17年3月当時、勤務弁護士であった依頼者の関与を開始したが、令和2年に依頼者は独立開業し、弁護士である妻が依頼者の業務に従事することとなった。

税理士は、妻への業務従事に係る報酬について、事業所得の必要経費に算入したが、青色事業専従者給与に関する届出書を提出しなかった。

令和4年3月、令和3年分所得税申告業務の際、妻への報酬を事業所得の必要経費としていたにもかかわらず、後任税理士による青色事業専従者給与に関する届出書が未提出ではないかとの照会を受け、当該届出書を提出していなかったことに気付き、依頼者に報告したところ、依頼者から損害賠償請求を受けた。

税賠保険における判断

- 青色事業専従者給与に関する届出書を提出していれば、妻を依頼者の青色事業専従者とすることはできたため、当該届出書の提出を失念したことは税理士に責任ありと判断された。

支払保険金

- 過大納付税額約500万円から税効果による回復額約200万円を差し引いた約300万円を認容損害額とし、免責30万円を控除した約270万円が保険金として支払われた。

青色事業専従者給与に関する届出手続

(概要)

青色事業専従者給与額を必要経費に算入しようとする青色申告者は、青色事業専従者給与の届出書の提出が必要となる。

(届出書の提出期限)

青色事業専従者給与額を必要経費に算入しようとする年の3月15日まで(※)に提出することが必要。
(※)その年の1月16日以後に開業した人や新たに専従者がいることとなった人は、その開業の日や専従者がいることとなった日から2月以内

青色事業専従者給与に関する変更届出手続

(概要)

過去に青色専従者給与の届出を提出している青色申告者が、その届出書に記載した専従者給与の金額の基準を変更する場合(給与規定を変更する場合、通常の昇給の枠を超えて給与を増額する場合など)や新たに専従者が加わった場合など青色事業専従者給与の支給に関して変更する事項があるときは、青色事業専従者給与に関する変更届出書を提出する必要がある。

(届出書の提出期限)

遅滞なく。

金譲渡における助言誤りにより、過大納付所得税額が発生した事例

(事故の概要)

税理士は、金の譲渡を検討していた依頼者から税務上の留意点についての相談を受けた際に、金の所有期間の確認とそれに伴う税法上の差異についての説明は行わずに総合課税による譲渡申告となる点のみを助言した。依頼者はその後この助言を踏まえ、所有期間に留意することなく短期所有の金を譲渡した。

その後、依頼者は金の譲渡は所有期間によって税法上の差異があることを認識し、税理士から十分な助言を受けていれば短期所有ではなく長期所有の金を譲渡したと主張、短期所有の金を譲渡した場合と長期所有の金を譲渡した場合との課税計算の違いにより発生した差額である過大納付所得税額・住民税額について、税理士は依頼者から損害賠償請求を受けた。

税賠保険における判断

●譲渡所得の算定において金の所有期間が短期・長期のいずれに該当するかは、算定される税額に大きな影響を与えることから、税法等を確認の上、説明すべき事項と考えられる。また、依頼者は譲渡した短期所有の金を上回る長期所有の金も所有しており、税理士が十分な助言を行っていれば短期所有ではなく長期保有の金を譲渡したものと認められた。このため、金の所有期間による課税計算の相違についての助言を怠ったことにより発生した過大納付所得税額等については、税理士に責任ありと判断された。

●なお、例えば依頼者が所有していた金が短期所有の金のみであったケースで譲渡した場合には、選択の比較対象(長期所有の金)がないため金の譲渡に伴う課税計算の違いによる差額は発生せず、過大納付税額も発生しないことから、事前税務相談業務担保特約においても支払対象外となる。

金地金の譲渡による所得の計算

(概要)

金地金を売ったときの所得は、原則、譲渡所得として、給与所得など他の所得と合わせて総合課税の対象となる。なお、金地金の譲渡が営利を目的として継続的に行われている場合には、その実態に応じて事業所得または雑所得となる。

(譲渡所得となる場合の所得計算の方法)

①所有期間が5年以内のもの(総合課税の短期譲渡所得)

- ・譲渡価額 - (取得費 + 譲渡費用) = 金地金の譲渡益
- ・{[金地金の譲渡益] + [その年の金地金以外の総合課税の譲渡益]} - 譲渡所得の特別控除50万円
= 課税される譲渡所得の金額

②所有期間が5年を超えるもの(総合課税の長期譲渡所得)

- ・譲渡価額 - (取得費 + 譲渡費用) = 金地金の譲渡益
- ・{[金地金の譲渡益] + [その年の金地金以外の総合課税の譲渡益]} - 譲渡所得の特別控除50万円
= 譲渡所得の金額
- ・(譲渡所得の金額) × 1/2 = 課税される譲渡所得の金額

(注) 譲渡所得の特別控除の額は、その年の金地金の譲渡益とそれ以外の総合課税の譲渡益の合計額に対して50万円なので、譲渡益の合計額が50万円以下のときはその金額までしか控除できない。

また、①と②の両方の譲渡益がある場合には、特別控除額は両方合せて50万円が限度で、①の譲渡益から先に控除する。

相続で取得した不動産の減価償却計算を誤ったことにより、過大納付所得税額が発生した事例

(事故の概要)

依頼者は、平成18年に相続により賃貸用不動産を取得した。税理士は、平成18年から令和元年までの所得税の確定申告において、相続で取得した賃貸用不動産について、被相続人から取得価額・未償却残高・耐用年数・経過年数を引き継いで減価償却計算を行うところ、誤って所得税法基本通達49－20(定率法から定額法に変更した場合等の償却費の計算)に基づく未償却残高を取得価額とみなした減価償却計算を行っていた。

その結果、減価償却費が過少となり過大納付所得税額等が発生した。更正の請求により救済可能である平成27年から令和元年分より以前の平成18年から平成26年までの過大納付所得税額について、税理士は依頼者から損害賠償請求を受けた。

税賠保険における判断

●税理士が相続により取得した賃貸用不動産の減価償却費の計算方法の確認をしていれば、依頼者の過大納付所得税額が生じなかつたと推定されるため、計算方法の確認を怠ったことは税理士に責任ありと判断された。

支払保険金

●相続で取得した賃貸用不動産の減価償却費の計算誤りによって生じた平成18年から平成26年までの過大納付所得税額約460万円から税効果による回復額約2万円を差し引いた約458万円を認容損害額とし、免責30万円を控除した約428万円が保険金として支払われた。

平成19年4月1日以降に相続により減価償却資産を取得した場合(質疑応答)

(照会要旨)

Bは、令和6年5月10日にAから木造アパートを相続した。このアパートの取得価額等は次のとおりで、Aの準確定申告及びBの確定申告における令和6年分の償却費の額はいくらになるか。

- ①取得年月：平成13年1月
- ②取得価額：10,000,000円
- ③法定耐用年数：22年（旧定額法及び定額法の償却率0.046）
- ④令和6年1月1日の未償却残額：500,000円（取得価額の5%相当額）

(回答要旨)

Aの準確定申告において必要経費に算入される償却費の額は41,667円、Bの確定申告において必要経費に算入される償却費の額は306,667円となる。

①Aの準確定申告における減価償却費の計算

平成19年3月31日以前に取得した一定の減価償却資産で、各年分の不動産所得等の金額の計算上、必要経費に算入された金額の累積額が償却可能限度額（建物についてはその取得価額の95%相当額）に達している場合には、未償却残額をその達した年分の翌年分以後の5年間で、1円まで均等償却することとされている（所得税法施行令第134条第2項）。

したがって、Aの準確定申告における減価償却費の計算は次のようになる。

$$(500,000円 - 1円) \div 5年 \times 5/12 = 41,667円 \text{ (相続時の未償却残額458,333円)}$$

②Bの令和6年分の確定申告における減価償却費の計算

平成19年4月1日以後に取得した建物の減価償却の方法は、定額法とされ（所得税法施行令第120条の2第1項第1号）、この「取得」には、相続、遺贈又は贈与によるものも含まれる（所得税基本通達49-1）。

ただし、減価償却資産の取得価額及び未償却残額は、相続により取得した者が引き続き所有していたものとみなされる（所得税法施行令第126条第2項）。

したがって、Bの令和6年分の確定申告における減価償却費の計算は次のようになる。

$$10,000,000円 \times 0.046 \times 8/12 = 306,667円 \text{ (未償却残額151,666円)}$$

申告書への源泉徴収税額記載漏れにより、過大納付所得税額が発生した事例

(事故の概要)

税理士は、平成27年分以降の依頼者の所得税確定申告に関与しており、会計ソフトへの伝票入力から確定申告書の作成まで請け負っていた。

税理士は、売上計上時に源泉税相当額を事業主貸し勘定で計上していたが、申告書作成時にその集計を忘れ、源泉徴収税額を申告書に過少に記載して申告し続けた。

令和4年3月に誤りに気付き、平成28年分以降の申告については更正の請求を行ったものの、更正の請求期間を徒過していた平成27年分の過大納付所得税額について、税理士は依頼者から損害賠償請求を受けた。

税賠保険における判断

●源泉徴収税額の集計もれという単純な誤りであり、税理士に責任ありと判断された。

支払保険金

●過大納付所得税額約180万円を認容損害額とし、免責30万円を控除した約150万円が保険金として支払われた。

譲渡所得税の税賠事例の概要

相続財産を譲渡した場合の取得費の特例について更正の請求を失念したことにより、過大納付所得税額が発生した事例

(事故の概要)

税理士法人は、依頼者が令和4年6月に多額の上場株式を相続により取得したが、相続税納税資金捻出のため、その株式の一部を令和4年中に譲渡した旨の連絡を受けていた。

令和4年分の所得税の確定申告作業中には相続税が確定していなかったため、所得税当初申告においては相続財産を譲渡した場合の取得費の特例の適用はできなかつたが、相続税申告書提出日の翌日から2月を経過する日までに所得税の更正の請求をすれば適用できた。

しかし税理士法人の担当者は相続財産を譲渡した場合の取得費の特例の知識がなく、相続税申告書提出日の翌日から2月を経過する日までの更正の請求を怠たり、更正の請求の期限を徒過した。

税理士法人は税務署から所得税の税務調査の通知を受けた際、令和4年分の所得税確定申告書を見直して初めて本件過誤に気が付いた。これにより発生した過大納付所得税額及び過大納付住民税額について、税理士法人は依頼者から損害賠償請求を受けた。

税賠保険における判断

●依頼者は事前に相続により取得した株式を譲渡した事実を税理士法人の担当者に伝えており、担当者が相続財産を譲渡した場合の取得費の特例の知識を有していれば、相続税申告書提出日の翌日から2月を経過する日までに所得税の更正の請求を行うことにより当該特例を適用できたことから、税理士法人に責任ありと判断された。

支払保険金

●過大納付所得税額、過大納付住民税額の合計約1,900万円を認容損害額とし、免責30万円を控除した約1,870万円が保険金として支払われた。

相続税の取得費加算の特例(概要)

(概要)

相続または遺贈により取得した土地・建物・株式などの財産を、一定期間内に譲渡した場合に、相続税額のうち一定金額を譲渡資産の取得費に加算することができる。

(注)この特例は譲渡所得のみに適用がある特例なので、株式等の譲渡による事業所得および雑所得については、適用できない。

(対象者)

- ①相続や遺贈により財産を取得した者であること。
- ②その財産を取得した人に相続税が課税されていること。
- ③その財産を、相続開始のあった日の翌日から相続税の申告期限の翌日以後3年を経過する日までに譲渡していること。

更正の請求の期限(措置法39条4項)

資産の譲渡をした日の属する年分の確定申告期限の翌日から相続税申告期限までの間に相続税の申告書を提出した者で、相続税の取得費加算の特例を受けることにより所得税の税額が減少することとなる場合には、当該相続税の期限内申告書の提出をした日の翌日から2か月を経過する日まで、税務署長に対し、更正の請求(税額の減額を求める手続)をすることができる。

優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例の検討を失念したことにより、過大納付所得税額が発生した事例

(事故の概要)

税理士は、令和3年3月初旬に依頼者より確定申告の資料を受領した際、その中に土地売却関係資料が含まれていたにもかかわらず、情報収集を怠り、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例(以下、「優良住宅地の特例」という。)の適用可否の検討を行わずに、この特例の適用が無いものとして、令和2年分の所得税の確定申告書を提出したため、情報収集を行っていれば受けたことのできたこの特例の適用を受けることが出来なかった。これにより生じた過大納付所得税額について、税理士は依頼者から損害賠償請求を受けた。

税賠保険における判断

●税理士が確定申告書の作成にあたり土地売却関連資料を受領していたことから、税理士は優良住宅地の特例の適用可否について追加の情報収集を行い、十分に検討を行っていれば特例の適用を受けることができ、依頼者の過大納付所得税額が生じなかつたと考えられ、この検討を怠ったことは税理士に責任ありと判断された。

支払保険金

●過大納付所得税額約120万円を認容損害額とし、免責30万円を控除した約90万円が保険金として支払われた。

優良住宅地の造成等のための土地等を譲渡した場合の課税の特例

(適用要件)

所有期間が5年を超える土地の譲渡で、次の①～③を満たす一団の住宅又は中高層の耐火共同住宅の建設に対する譲渡に該当することとなることが確実であると認められるもの

- ①都市計画区域内における建設
- ②都道府県知事(一部は市町村長)による優良住宅認定
- ③〈一団の住宅〉建設戸数が25戸以上

〈中高層の耐火共同住宅〉住居の用途に供する独立部分が15戸以上or当該住宅の床面積が 1000m^2 以上 等

(所得税)

軽減税率の適用(課税譲渡所得税率)

2000万円以下の部分 15%→10%

$$a.\text{軽減税額 } 2000\text{万円} \times 5\% = 100\text{万円}$$

2000万円超の部分 15%→15%

(個人住民税)

軽減税率の適用(課税譲渡所得税率)

2000万円以下の部分 5%→4%

$$b.\text{軽減税額 } 2000\text{万円} \times 1\% = 20\text{万円}$$

2000万円超の部分 5%→5%

$$a+b=120\text{万円}$$

収用交換等に伴い代替資産を取得した場合の更正の請求を失念したことにより、過大納付所得税額が発生した事例

(事故の概要)

税理士は、依頼者の令和元年分の所得税の確定申告において、確定申告までに収用等により土地建物を売却した際の代替資産の取得ができていないため、見積額で収用等の代替資産の取得の適用を行った。その後、依頼者は令和2年6月に代替資産を取得したが、税理士は代替資産の取得をした日から4か月以内に更正の請求を行わなければならないところ、更正の請求の期限を所得税確定申告期限の翌日から5年以内と誤認していたため、期限内に更正の請求を行わなかった。

税理士は令和3年5月に更正の請求をしようと事前に税務署へ電話したところ、請求期限が過ぎていることを指摘され、認められなかつた。これにより発生した所得税の過大納付税額について、税理士は依頼者から損害賠償請求を受けた。

税賠保険における判断

●収用等の代替資産の取得が確定申告までに取得できない場合、見積額で確定申告をすることになるが、その後、代替資産を取得し、取得価額が見積額に対して過大となった場合、代替資産の取得をした日から4か月以内に更正の請求を行う必要がある。

税理士が代替資産の取得をした日から4か月以内に更正の請求を行っていれば、過大納付所得税額は生じなかつたと認められ、更正の請求の期限を徒過し過大納付所得税額が発生したことは、税理士に責任ありと判断された。

支払保険金

●過大納付所得税額約180万円から免責30万円を控除した約150万円が保険金として支払われた。

収用等により土地建物を売ったときの特例

(概要)

土地収用法やその他の法律で収用権が認められている公共事業のために土地建物を売った場合には、収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例が受けられる。

この特例の適用を受けると、売った金額より買い換えた金額が多いときは所得税の課税が将来に繰り延べられ、売った年については譲渡所得がなかったものとされる。売った金額より買い換えた金額が少ないときは、その差額を収入金額として譲渡所得の金額の計算を行う。

この特例の適用を受けるには、次の要件すべてに当てはまることが必要。

- ① 売った土地建物は固定資産であること
- ② 原則として、売った資産と同じ種類の資産を買い換えること
(同じ種類とは、例えば土地と土地、建物と建物のこと)
- ③ 原則として、次の期間内に代わりの資産を取得すること
 - イ 土地建物の収用等のあった年
 - ロ 土地建物の収用等のあった年の前年
(その収用等によりその土地建物等を譲渡することが明らかとなった日以後の期間に限る)
 - ハ 土地建物の収用等のあった年の翌年1月1日から収用等のあった日以後2年を経過した日までの期間

代替資産を取得した場合の更正の請求の提出期限等(措通33の5-1)

取得指定期間に代替資産を取得した場合において、当該資産の取得価額が見積額を超えるときは、当該資産を取得した日から4か月以内に当該超える額に対応する所得税についての更正の請求をすることができるのであるが、当該取得をした日が2以上ある場合の更正の請求をすることができる期間は、そのいずれか遅い日から4か月を経過する日までの間とする。

確定申告において居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算の適用を失念した結果、過大納付所得税額が発生してしまった事例

(事故の概要)

税理士は、毎年確定申告を行っている依頼者について、自宅を売却したと聞いたことから売却に係る譲渡所得税の申告を行った。申告では損失が発生しているにもかかわらず、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算の適用の可否判断も行わないまま申告を行っていた。

所得税の確定申告を行う際に、新規住宅の住宅ローンの資料を受領したことから適用失念に気づいた。当該過大納付所得税額について、税理士が依頼者から損害賠償請求を受けた。

税賠保険における判断

●居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算の適用要件はすべて満たしていたため、適用の有無をしっかりと確認していれば適用を受けることができたと認められることから、適用失念は税理士の善管注意義務違反と認定された。

支払保険金

●過大納付所得税額約320万円を認容損害額とし、免責金額30万円を控除した約290万円が保険金として支払われた。

住宅ローンの要否について助言を誤ったことで、居住用財産を買い替えた場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例の適用をできなかった事例

(事故の概要)

税理士は、居住用不動産の買い替えを検討していた依頼者から、新しい自宅を購入するにあたって住宅ローンの借り入れをした方がよいかについて相談を受けた。この相談に対し、税理士は、住宅借入金等特別控除の控除率は住宅ローンの年末の残高の1%であり、住宅ローンを組む手数料もかかるためそれほどメリットはない旨回答したところ、依頼者は借り入れを行わなかつた。

その後、旧自宅の売却により譲渡損失が発生したが、住宅ローンの借り入れがなかつたため、居住用財産を買い替えた場合の譲渡損失の損益通算および繰越控除の特例の適用ができないことに気付き、依頼者に報告したところ、税理士は依頼者から損害賠償請求を受けた。

税賠保険における判断

●相談を受けた際に税理士が正しい助言を行っていれば、依頼者は住宅ローンの借り入れをし、本特例の適用を受けることができたと認められることから、税理士に責任ありと判断された。

また、税務上の観点から住宅ローンの借り入れを行うべきか否かの相談は、課税要件の事実発生前に行う税務にかかる指導・助言に該当することから、事前税務相談業務担保特約の保険金支払い対象となった。

支払保険金

●過大納付所得税額から住宅ローンの借り入れをすれば負担したはずの金利を控除した約390万円を認容損害額とし、免責30万円を控除した約360万円が保険金として支払われた。

＜参考資料＞ 居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例

(適用期限)

平成10年1月1日～令和7年12月31日まで(令和6年改正で2年延長)

①居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除等の特例

主な適用要件	
譲渡資産	所有期間5年超の居住用財産(住まなくなつてから3年以内のもの)
買換資産	譲渡の年の前後1年内に取得された居住用財産(50m ² 以上のもの)
住宅ローン	買換資産に償還期間10年以上の住宅ローンを有すること

②特定の居住用財産の譲渡損失の繰越控除等の特例

主な適用要件	
譲渡資産	所有期間5年超の居住用財産(住まなくなつてから3年以内のもの)
住宅ローン	譲渡資産に償還期間10年以上の住宅ローンの残高があること(契約の前日)
譲渡価額	譲渡価額が上記住宅ローンの残高を下回っていること

譲渡所得税のチェックリストの活用 (別紙)